

避難行動要援護者支援「北堀モデル」について

緊急時連絡先作成の経緯

平成22年8月下旬、北堀区内で発生した救急事案が発端でした。一人暮らしだったために、求急隊が、家族か、親戚に連絡しようと本人に聞きました。ところが意識が遠のき話が出来ない状態でした。仕方なく近所の人に聞いてみましたが誰もわかりませんでした。

当然救急車の出発が遅れ、もし命にかかわるような状態でしたら、取り返しのつかない状況になります。

このような時、緊急時連絡先があれば家族等連絡がとれ非常に便利となるので、各家庭の玄関内の見やすい所に張ってもらうことにしました。

最近この種のシートを冷蔵庫に入れておく自治体があるようだが、長野市の救急隊はそこまでは立ち入れないとの見解。

様式

A4黄色用紙 表題『緊急時連絡先』赤色文字

①世帯主氏名・年齢、住所 長野市北堀 ○○○番地、電話番号、携帯番号 を記入

②緊急時連絡先 家族または親戚、氏名、世帯主との続柄、電話番号、携帯番号 複数名

近所の知り合い 氏名、電話番号 複数名

担当民生児童委員の氏名、電話番号 (お世話になっている人のみ)

特記事項 病名、病院名など、(人に知られても良い情報)

②は目隠しシート貼付

災害時要援護者の支援体制

平成22年度の常会長・隣組長合同会議で決定。災害時要支援者の皆様から当該常会長・隣組長に名前を知らせても良いという承諾書を提出頂いております。この制度は次の通り。

- ①要援護者の支援は、常会長・隣組長が中心になって、常会単位で支援する。
- ②通常時は、月に1, 2回配布物を届ける時に安否確認する。
- ③名簿は当該常会長、隣組長が保管する。
- ④名簿の対象から外れた場合や、情報を得た場合は速やかに民生児童委員または区長に連絡。
- ⑤任期の終了時には、次の役員に必ず引き渡す。

この制度を区民に周知するため、実施要領を制定し、区民全体で援護・支援する体制をつくる。隣組は組内融和に努め、この時の登録書の取り扱は慎重に行う。

添付資料

緊急時連絡先、「災害時要援護者」支援実施要領、「災害時要援護者」への登録申込書、緊急時連絡先作成に当たって、